

MHM Asian Legal Insights

第 89 号 (2018 年 8 月号)

森・濱田松本法律事務所 アジアプラクティスグループ
(編集責任者: 弁護士 武川 丈士、弁護士 小松 岳志)

SPECIAL NEWS

➤ ホーチミンオフィス業務開始のお知らせ

当事務所は、2018 年 8 月 1 日にホーチミンオフィスを開設し、本格的な業務を開始いたしました。

ホーチミンオフィスには、パートナーの江口拓哉弁護士が駐在することに加え、アソシエイトの西尾賢司弁護士が常駐いたします。両弁護士は、コーポレート / M&A を中心に、コンプライアンスや紛争解決の各分野において専門性を有するとともに、特にアジア・中国案件について豊富な経験を有しております。

ホーチミンオフィスでは、ベトナムの現地から、当事務所がこれまで培ってきたベトナム案件のノウハウに基づく質の高いリーガルサービスを提供し、さらにサービスの質を向上させていきたいと存じます。また、ホーチミンオフィスに駐在する弁護士は、東京・大阪・名古屋・シンガポール・バンコクをはじめとする各拠点のベトナム案件に豊富な経験を有する弁護士と一体となって、クライアントの皆様をサポートいたします。

当事務所は、依頼者が最も重要な問題に直面した場合、最も複雑な課題を抱えた場合、最も迅速な解決が必要となった場合、まず頼りにされ、コンタクトされる法律事務所であり続けること(依頼者の Firm of Choice であること)を目標としております。当事務所は、この目標に向かい、今後とも、東京・大阪・名古屋・福岡・北京・上海・シンガポール・バンコク・ヤンゴン・ジャカルタ、そして新たに加わるホーチミンの各拠点及び全弁護士の総力を結集して、アジア全体でのニーズ、グローバルなニーズにも対応できる体制をますます充実させることにより、依頼者の Firm of Choice であり続けられるよう、事務所一丸となって取り組んでまいり所存です。何卒宜しくお願い申し上げます。

MHM Asian Legal Insights

今月のトピック

- 1. インドネシア : 事業許認可統合電子サービス (OSS) の開始
- 2. タイ : 反汚職法 (Organic Act on Anti-Corruption) の改正
- 3. シンガポール : コーポレートガバナンスコードの改訂
- 4. ミャンマー : ミャンマー新会社法が 8 月 1 日付けで施行
- 5. ミャンマー : 外資会社への卸売業・小売業解禁に関するアップデート

今月のコラム - インド・アレッピー / バック・ウォーターの旅 -

はじめに

このたび、森・濱田松本法律事務所アジアプラクティスグループでは、東南・南アジア各国のリーガルニュースを集めたニュースレター、**MHM Asian Legal Insights 第 89 号 (2018 年 8 月号)** を作成いたしました。今後の皆様の東南・南アジアにおける業務展開の一助となれば幸いに存じます。

1. インドネシア : 事業許認可統合電子サービス (OSS) の開始

2018 年 6 月 21 日、インドネシア政府は、「事業許認可統合電子サービス (OSS) に関する政令 2018 年第 24 号」(「本政令」) を公布し、本政令は同日から施行されています。本政令に基づき、同年 7 月 9 日より、中央官庁・機関、地方政府の既存の許認可サービスを統合する許認可システムとして、Online Single Submission (「OSS」) システムの運用が開始されています。今後、政府機関等による許認可の多くは、OSS システムを単一窓口として行われることとなります。また、外国人雇用計画 (Rencana Penggunaan Tenaga Kerja Asing : RPTKA) の承認手続も OSS のウェブサイトを通じて行われることとなります。

本政令施行前は、インドネシアにおいて外資企業が事業を行うための許認可は、投資調整庁 (BKPM) の発行する投資登録 (Pendaftaran Pananaman Modal) 及びビジネスライセンス (Izin Usaha) の二本立てでした。これに対し、本政令施行後は、登録 (事業者基本番号の取得)、ビジネスライセンス (Izin Usaha)、コマーシャル・オペレーショナルライセンス (Izin Komersial atau Operasional) という三本構成となります。各詳細については、以下のとおりとなります。

MHM Asian Legal Insights

(1) 登録

企業は、OSS のウェブサイトアクセスし、名称、事業分野、投資計画、納税者番号等の基本情報を入力して登録を行うものとされています（企業が納税者番号を有しない場合には、登録の際に納税者番号が付与されることになります）。同登録を行うと、OSS 機関により、事業者基本番号（Nomor Induk Berusaha :「NIB」）が発行されます。NIB は、事業者のいわば身分証明書となり、ビジネスライセンス、コマーシャル・オペレーショナルライセンス取得のためにも必要となります。また、NIB は、会社登録証（TDP）、輸入業者識別番号（API）、通関アクセス権（hak akses kepebeanaan）としても機能するとされています。

また、本政令施行前においては、投資登録記載事項の変更のうち、資本構成等、一定の事項の変更については、事前に BKPM の許可を取得する必要があるとされていました。そのため、株式譲渡や増資を行う際には、BKPM の事前許可を要していました。これに対し、本政令施行後は、登録情報の変更については、会社法に基づく各手続（公証人による公正証書（Deed）作成、法務人權省への通知又は承諾等）を履践した上で、変更が生じた事項（株式譲渡の場合には株主構成、増資の場合には資本金の額等）について、事後的に OSS 上の登録内容を変更すれば足りるものとされています。

(2) ビジネスライセンス

ビジネスライセンスは、事業活動開始準備のためのライセンスです。NIB の付与と同時に、一定のコミットメント付きで、OSS 機関により発行されます。

事業の実施に必要な設備を有していない事業者に対しては、立地許可（Izin Lokasi）、水域許可（Izin Lokasi Perairan）、環境許可（Izin Lingkungan）、建設許可（IMB）を取得することがコミットメントの内容に含まれることと想定されており、所定期間内に当該コミットメントを達成することが求められます。また、所定期間内にコミットメントを達成できない場合には、ビジネスライセンスの取消しが予定されています。

ビジネスライセンスの取得により、土地の調達、土地の面積の変更、建物の建設・運営、設備や機器等の調達、人員の確保、許認可の取得、マーケットテスト、生産活動を行うことが可能になります。

(3) コマーシャル・オペレーショナルライセンス

コマーシャル・オペレーショナルライセンスは、一定の事業活動を行うために必要なライセンスです（取得が必須というわけではなく、事業者の行う事業活動に応じてその要否が決まります）。具体的には、必要情報を OSS ウェブサイトに入力すると、

MHM Asian Legal Insights

自動的にその要否が判断されることになっています。コマーシャル・オペレーショナルライセンスについても、NIB の付与と同時に、一定のコミットメント付きで、OSS 機関により発行されます。一定のコミットメントの内容は、事業者が属する業種に従い、満たすべき基準や取得すべき許認可等の具備、商品・役務の登録等になります。所定期間内にコミットメントを達成することが求められること、不達成の場合のライセンスの取消しが予定されている点については、ビジネスライセンスと同様です。

上記のとおり、従来の制度では、新たな会社を設立する場合や会社情報の変更（株式譲渡、増資等）を伴う場合等は、BKPM からの事前許可が必要とされていました。しかし、OSS システムの下では、上記各行為を行うために OSS 機関からの事前許可を得る必要はありません。代わりに、コミットメントの達成の有無を事後的に検証し、不達成があれば、ライセンスを取り消すという制度設計になっています。事前許可が不要になったという意味では、ライセンス手続の迅速化にはつながりますが、コミットメント不達成により事後的にライセンス等が取り消されることがないように、これから行う予定の行為について、想定されるコミットメント内容はどのようなものか、所定の期間内に達成の見込みがあるか等、事前検討の重要性がより増したとも評価できます。

また、OSS システムは、ラマダン（断食月）直後に突然発表されたこともあり、いまだに関係省庁間で新制度への理解及び対応にばらつきがあるのが現状です。OSS システム下での実務運用については、今後もしばらく動向を注視する必要があります。

弁護士 竹内 哲
☎ +65-6593-9755（シンガポール）
✉ tetsu.takeuchi@mhmljapan.com

弁護士 井上 諒一
（ジャカルタ Akset 法律事務所出向中）
☎ 03-6213-8104
✉ ryoichi.inoue@mhmljapan.com

2. タイ：反汚職法（Organic Act on Anti-Corruption）の改正

2014 年 5 月の軍事クーデターにより発足したプラユット暫定政権は、「汚職の撲滅」を重要政策の 1 つとして掲げており、2015 年 7 月には Organic Act on Anti-Corruption（「反汚職法」）が大幅に改正され、汚職防止法制が強化されていましたが（「改正前反汚職法」）、2018 年 7 月 20 日、反汚職法をさらにいくつかの点で整理する内容の改正が行われました（「改正反汚職法」）。そこで、以下改正反汚職法の概要についてご紹介します。

(1) 反汚職法の概要

(a) 原則

MHM Asian Legal Insights

改正反汚職法は、従前どおり、基本的に公務員の収賄及び公務員に対する贈賄を取り締まる法律であり、公務員に対して贈賄を行った場合、原則として、5 年以下の禁固若しくは 10 万バーツ（現在の為替レートで約 33 万円）以下の罰金、又はそれらの併科の対象となります（刑法 114 条、改正反汚職法 176 条）。また、一定の場合には、個人だけではなく、法人も処罰される可能性があります（なお、司法官への贈賄の場合にはさらに厳罰の対象となります）。

(b) 例外：社会的儀礼・慣習として公務員による利益の受領が許容される場合

改正前反汚職法 103 条においては、「公務員による倫理的理由のある財産その他の利益の受領に係る規定に関する国家汚職防止委員会告示(Notification of the Office of National Counter Corruption Commission Concerning the Provisions of the acceptance of property or any other benefit on ethical basis by State Officials)」(「NACC 告示」)の定める、以下のような一定の要件を満たしている贈賄については、公務員が上官の許可なくして財物その他の利益を受け取ることが許容されていました。

社会的儀礼・慣習としての公務員による利益の受領は、以下の 3 つの場合には許容されます（NACC 告示 5 条）。

親族（両親等の直系尊属、子供等の直系卑属、兄弟姉妹（片方の親のみが同じ場合も含む）、叔父、叔母、配偶者、配偶者の直系親族及び直系卑属、養子及び養親を指す）から、贈与として、身分相応の額の利益を受け取る場合

親族以外の者から、3,000 バーツ（現在の為替レートで約 1 万円）を超えない範囲で利益を受け取る場合

一般人として贈与を受けたと考えられる状況において利益を受け取る場合

当該告示の内容はあくまで「収賄者側（公務員側）」の適用除外に関する要件であり、贈賄行為を行う私人の贈賄罪の適用除外要件を定めるものではありませんが、特に上記の「3,000 バーツ」という基準は、事実上、タイにおける公務員に対する利益の供与を行う際の基準として参照されてきました。但し、あくまで収賄者側の例外規定であり、かつ「社会的儀礼・慣習」としての利益の受領である必要があるにもかかわらず、「3,000 バーツ」という数値が独り歩きし、誤解を生じやすい規定でもありました。

この点について、改正反汚職法 128 条にも改正前反汚職法 103 条と同様の内容の条文が設けられていますが、改正反汚職法に対応する上記 NACC 告示は現時点では発行されていないことから、上記例外の存続・適用関係は必ずしも明確ではありません。また、改正反汚職法 128 条は、一定の要件を満たしていない場合に、公務員のみならず公務員の尊属、卑属、親族等が財物その他の利益を受け取ることも禁止

MHM Asian Legal Insights

しており、禁止行為の範囲も広がっています。

(2) まとめ

上記のとおり、実質的には大きな影響はないとみられるものの、改正反汚職法に関する新たな NACC 告示は出されておらず、現在行われている実務運営の動向は明確にはなっていません。そのため、この点については、引き続きフォローアップを行う必要があると考えております。

弁護士 二見 英知

☎ +66-2-633-8350 (バンコク)

✉ hidetomo.futami@mhmljapan.com

弁護士 細川 怜嗣

☎ +66-2-266-6485 (Ext: 325) (バンコク)

✉ reiji.hosokawa@mhmljapan.com

弁護士 白井 啓子

☎ +66-2-266-6485 (Ext: 322) (バンコク)

✉ keiko.shirai@mhmljapan.com

3. シンガポール：コーポレートガバナンスコードの改訂

2018年8月6日、シンガポール金融管理局 (Monetary Authority of Singapore:「MAS」) は、コーポレートガバナンス評議会 (Corporate Governance Council) の提案をすべて受け入れる形で、シンガポール証券取引所 (Singapore Exchange Limited:「SGX」) 上場企業を対象とするコーポレートガバナンスコード (「CGコード」) の改訂版 (「本改訂版」) 及びそれに付随するプラクティス・ガイドライン (Practice Guideline) を公表しました。本改訂版は、2019年1月1日に開始する会計年度から各対象企業に適用されます。

(1) 改訂の背景

2012年のCGコードの改訂後 (「2012年改訂版」) コーポレートガバナンスの分野が継続的に発展してきたことを受け、MASは、2017年2月、CGコードの更なる改訂について検討させるため、コーポレートガバナンス評議会を設置することを決定しました。そして、同評議会に、2012年改訂版が企業の成長・発展に依然として有効・適切であるか判断させるとともに、comply-or-explain basisの (遵守するか、遵守できない場合にはその理由を説明する必要のある) CGコードをより価値のあるものとし、コーポレートガバナンスの観点から企業とその利害関係人の関係性を強固なものとする方策を検討させることとしました。

その後、コーポレートガバナンス評議会が、2018年1月からコンサルテーション・ペーパーを公表して公衆からの意見聴取を行い、CGコードに対する改善案を取りま

MHM Asian Legal Insights

とめ、同年 8 月 6 日に MAS に対して提出し、MAS がこれをすべて受け入れてこの度の本改訂版の公表に至りました。

(2) 主な改訂内容

本改訂版における主な改訂内容は、以下のとおりです。

(a) 取締役の独立性の強化

独立性テストの合理化

2012 年改訂版においては、ある取締役が、「現在又は過去 3 会計年度において会社又はその関連会社において雇用されていた」といったものを含む 6 つのタイプのいずれかに当たるにもかかわらず、当該取締役を独立取締役とする場合には、企業はその理由を説明しなければならない、という定めが置かれていました。この定めは、これら 6 類型に当たりさえしなければ取締役の独立性が担保される、とする趣旨のものではないにもかかわらず、そのような誤解をする企業も散見される状況にありました。

そのため、本改訂版においては、独立取締役の定義をより包括的なものとなるように、取締役の独立性テストについて以下のような見直しを行い、テストの合理化を図っています。

(i) 取締役の独立性を左右する 6 類型のうち、客観的かつ最低限の基準を定めるような類型（例えば、上記で例示したような雇用関係のある取締役）については、どの企業にも例外なく適用があることを明確化するため、CG コードではなく SGX 上場規則（SGX Listing Rules）に移す

(ii) 上記 6 類型のうち、上記(i)以外の類型については、法的拘束力のないプラクティス・ガイドラインに移し、企業がより柔軟に考慮できるようにする

議決権保有上限の引き下げ

独立取締役又は当該独立取締役が役員を務める株主の議決権保有上限を 10% から 5% に引き下げました。またこの要件についても、SGX 上場規則に移されることとなりました。

任期が 9 年を超える取締役の独立性評価基準の明確化

2012 年改訂版においては、任期が 9 年を超えている取締役の独立性評価は「特に厳格な評価（particularly rigorous review）」に服するとのみ定められており、評価基準が曖昧になっていました。

これに対し、本改訂版においては、取締役の任期が 9 年を超える場合、当該取締役を独立取締役として選任するためには、(i)全株主の過半数及び(ii)取締役、最高経営責任者（「CEO」）及びこれらの関係者である株主を除いた株主の過半数による承

MHM Asian Legal Insights

認がそれぞれ必要になると具体的に規定されました（なお、任期が 9 年を超え、かつ当該承認を得られない場合でも、独立取締役ではなく通常の取締役としての就任は可能です）。

本規定も、CG コードではなく、SGX 上場規則に移されることとなり、2022 年 1 月から有効となります。

(b) 取締役会構成における多様性の確保

取締役会構成員の 3 分の 1 以上を独立取締役とすること（なお、本規定も SGX 上場規則に移されることとなり、2022 年 1 月から有効となります）

議長が独立取締役でない場合、取締役会構成員の過半数（2012 年改訂版においては「半数」であった）を独立取締役とすること

取締役会構成員の過半数を非業務執行取締役とすること

取締役会構成員の多様性確保のための方針及びその進捗の開示

(c) （株主のみにとどまらないその他の）会社の重要な利害関係人（従業員や顧客等）のニーズや利益との調和を取るための基本方針の導入

(d) 取締役等の報酬に関する透明性の強化

年次報告書における取締役の報酬と企業価値創造の結び付きの説明・開示

（取締役又は CEO の近親者が従業員である場合に加えて）主要株主（又は当該株主の近親者）が従業員であり、かつその給与額が 10 万シンガポールドル（現在の為替レートで約 806 万円）を超える場合、当該者の氏名及び報酬額の開示（給与額については、5 万シンガポールドル（現在の為替レートで約 403 万円）から増額）

(e) コーポレートガバナンス勧告委員会（Corporate Governance Advisory Committee）の設置

(3) SGX 上場規則への移行

上記のとおり、CG コードに関して SGX 上場企業は comply-or-explain basis、つまり遵守するか、遵守できない場合にはその理由を説明するよう求められています。その構造自体については本改訂版によっても変更されていません。

もっとも、CG コードのうち一定の重要なもの（上記した任期が 9 年を超える取締役の独立性判断に関する規定や、取締役会構成員の 3 分の 1 以上を独立取締役とする規定等）については、上記で説明したとおり、SGX 上場規則（SGX Listing Rules）に移されることとなり、その場合は遵守が義務付けられることとなります（遵守しないで理由を説明するという選択肢がなくなります）。上記で明示したものを除き、原則として 2019 年 1 月から有効となります。

MHM Asian Legal Insights

以上のとおり、SGX 上場企業に関してコーポレートガバナンスの要求水準が段階的に強化されてきている状況も理解した上で、シンガポールにおける事業運営を行っていく必要があります。

当事務所は、シンガポールにおいて外国法律事務を行う資格を有しています。シンガポール法に関するアドバイスをご依頼いただく場合、必要に応じて、資格を有するシンガポール法事務所と協働して対応させていただきます。

弁護士 小松 岳志

☎ +65-6593-9753 (シンガポール)

✉ takeshi.komatsu@mhmljapan.com

弁護士 田中 亜樹

☎ +65-6593-9467 (シンガポール)

✉ aki.tanaka@mhmljapan.com

弁護士 畠山 佑介

☎ +65-6593-9764 (シンガポール)

✉ yusuke.hatakeyama@mhmljapan.com

弁護士 花村 大祐

☎ +65-6593-9466 (シンガポール)

✉ daisuke.hanamura@mhmljapan.com

4. ミャンマー : ミャンマー新会社法が 8 月 1 日付けで施行

本レター第 88 号 (2018 年 7 月) においてお伝えしたとおり、ミャンマー新会社法 (Myanmar Companies Law) (「新会社法」) は、2018 年 8 月 1 日付けで施行されました。投資企業管理局 (「DICA」) が従前よりアナウンスしてきたとおり、新たな電子登録システム (Myanmar Companies Online (MyCo) electric registry system) も同日付けで稼働を開始しましたが、想定以上のアクセスが集中したため初日からダウンし、同月 6 日になってようやく復旧しています。復旧後はシステム自体は問題なく稼働しているようですが、同システムの利用に関する十分なインストラクションが DICA からなされていないこともあり、安定的な運用が確立するまでにはもう少し時間がかかりそうです。

(ご参考)

本レター第 88 号 (2018 年 7 月号)

<http://www.mhmljapan.com/content/files/00031764/20180720-022852.pdf>

5. ミャンマー : 外資会社への卸売業・小売業解禁に関するアップデート

(1) 経緯

本レター第 85 号 (2018 年 5 月) でお伝えしたとおり、ミャンマー商業省 (Ministry of Commerce) は、2018 年 5 月 9 日付け Notification No.25/2018 (「本 Notification」) において、卸売業・小売業を外資会社に解禁しました。本 Notification では、一定の最低投資額の要件が定められるとともに、所定の手続により商業省の登録を受ける必

MHM Asian Legal Insights

要がある旨が定められましたが、その具体的な内容については大部分が不明確なままでした。

商業省は、2018 年 7 月 26 日付け News Bulletin No. 2/2018 において、本 Notification に基づく卸売業・小売業の実施に関する登録手続について明確化する Standard Operating Procedure (「SOP」) を公表しました。また、同日付け News Bulletin No. 3/2018 にて、外資会社による卸売業・小売業の実施が優先的に認められる品目リスト (「優先品目リスト」) を公表しました。

(2) SOP による本 Notification の明確化

SOP において明確化された事項のうち、主たるものは以下のとおりです。

(a) 商業省への申請手続について

商業省への登録に際しては、同省が定める所定の様式に基づき申請書類を作成する必要があります。また、上記申請書類は、商業省の貿易局 (Department of Trade) を窓口として提出すべき旨が明らかにされました。

(b) 最低投資金額の要件について

本 Notification に定める最低投資金額の要件に関しては、その具体的内容について明記されておらず、払込みの時期や方法についても明らかではありませんでした。SOP は、当該要件について、登録から 3 年以内に、所定の最低投資金額を、ミャンマー国外から段階的に送金することで足りることを明らかにしました。そして、登録の日から 30 日以内に、所定の最低投資金額の 50% 以上に相当する送金が行われたことを証する送金証明 (Credit Advice) を商業省に提出する必要があることが示されました。

(c) 事業計画に記載すべき内容について

商業省への申請書類に添付すべき事業計画については、将来 5 年間に関する、最低投資金額の払込みの時期及び金額を含む資金計画、販売・管理に関する計画、営業所・店舗の所在地及び面積、並びに雇用創出、技術移転、消費者への影響を含むミャンマーへの影響、といった項目を盛り込む必要がある旨が明記されました。

(3) 優先品目リスト

優先品目リストは、外資会社による卸売業・小売業が優先的に認められる品目の一覧として商業省が公表したものであり、消費財、食料品、建築資材及び機材、電気製品等を含む 24 品目から構成されています。その法的な位置付けは明確にされておら

MHM Asian Legal Insights

ず、優先品目リストに記載のない品目についても外資会社が取扱い可能かどうかは別途商業省に確認が必要なところ です。

(4) 今後の見通し

本 Notification は、2018 年 5 月の公表後も、地元企業の反発を受けて廃止が検討されているといったネガティブな現地報道がなされるなど、その内容が不明確であったこともあり、実際に商業省が外資による卸売業・小売業への参入を認めるのかどうかについては疑問が持たれてきました。今般公表された SOP は、具体的な手続要件を明確にすることにより、商業省として卸売業・小売業への外資参入を認める姿勢を明らかに示したものと評価できるように思われ、今後外資による参入に向けた動きが活発化することが期待されます。

(ご参考)

本レター第 85 号 (2018 年 5 月号外)

<http://www.mhmjapan.com/content/files/00031369/20180516-043759.pdf>

弁護士 武川 丈士

☎ +65-6593-9752 (シンガポール)

☎ +95-1-255135 (ヤンゴン)

✉ takeshi.mukawa@mhmjapan.com

弁護士 眞鍋 佳奈

☎ +65-6593-9762 (シンガポール)

☎ +95-1-255137 (ヤンゴン)

✉ kana.manabe@mhmjapan.com

弁護士 井上 淳

☎ +95-1-255136 (ヤンゴン)

✉ atsushi.inoue@mhmjapan.com

MHM Asian Legal Insights

今月のコラム - インド・アレッピー/バック・ウォーターの旅 -

まだまだ我々日本人には未知の部分が多い神秘の国インド。今回もそんなインドの知られざる一面をお送りさせていただきます。今回は皆様をインドらしからぬ場所へお連れしたいと思います。

皆様、インドといえば、どのような光景を想像されるでしょうか？夏は 40 度を超える灼熱の暑さ、乾いた赤茶けた大地、そしてひたすらカレー、といった具合でしょうか。

しかし、インドといえども広大です。よく知られる首都のデリーは北部内陸、最大の商業都市ムンバイは中西部海岸沿いですが、実はインド南部は、景色もインド人の気質も我々日本人が知るインドとはだいぶ様相が異なってきます。そんなインド南部の目玉的な観光が、アレッピーという地の「バック・ウォーターの旅」です。

ん？「バック・ウォーター」？なんぞや？

一言でいうなれば日本でいう「水郷」です。「バック・ウォーターの旅」とは、そんな張り巡らされた水郷の水路を、ホテル機能の付いた客船を貸し切り、1泊2日でのんびり巡るという旅です。皆様ご存知のインドの著名地域からは想像できない、穏やかでゆったりした時間が流れる、「ここインド？」的な至福の旅とでもいえましょうか。筆者はインド駐在中、先輩弁護士が陣中見舞いに来てくれた際に一緒にこの「バック・ウォーターの旅」を経験する機会を得ました。

まず旅の出発点に着くと、南国の木々の中にあたやかに流れる川。そして、我々のためだけの船が姿を現します。船内には一人ひとりに個室が用意されていて即テンションが上がります。

出発と同時に乗船前に買い出しで入手しておいたビールで乾杯。船はそんな我々を乗せてゆったりと進みます。



あのせつかなインドでこんなに時間が穏やかに流れるとは……。ギャップというやつに人は弱いものですね。お酒もいつもの2倍か3倍増しで美味しくいただけます。船は適宜川岸の市場に寄ってくれるので酒の買い足しのみならずその日の晩ご飯のメインまで不自由なく購入できます。

ちなみに右側の写真は、寄った市場で売っていたロブスターです。



MHM Asian Legal Insights

船には、船を操縦してくれる船長の他、コック、給士係も乗船していて市場で買った食材を美味しく調理して提供してくれます。



晩ご飯後はデッキで星空見物。

普段少なからずサバイバルしていた駐在当時の自分は、なんとオアシスな旅なんだろう・・・と感涙に咽んだことを覚えています。

そんな楽しい時間も（楽しい時間だからこそ？）本当にあっという間に終わりを迎えます。翌朝目覚めて、朝ご飯を頂くと船はもう終着点へ。

旅の終わりは少しの感傷を伴います。

インドでのサバイバルに少し疲れてしまった駐在員の皆様、インドらしからぬインドを体感したい皆様、インド南部まで少しだけ足を伸ばしてみてもはいかがでしょうか。



ノスタルジックなインドが待っています。

（弁護士 臼井 慶宜）

MHM Asian Legal Insights

セミナー・文献情報

- セミナー 『海外投資実務講座 ―ASEAN 進出編― ～海外進出の実務 法務・労務編―東南アジア進出前にしておくべきこと～』
開催日時 2018 年 9 月 6 日（木）13:30～18:00
開催場所 ジェトロ本部 5 階 ABCD 会議室
講師 園田 観希央
主催 ジェトロ

- セミナー 『SIAC Academy Tokyo 2018』
開催日時 2018 年 9 月 7 日（金）・8 日（土）9:00～18:00
開催場所 アンダーソン・毛利・友常法律事務所
講師 関戸 麦
主催 Singapore International Arbitration Centre

- 本 『ベトナムのビジネス法務』（2018 年 7 月刊）
掲載誌 株式会社商事法務
著者 江口 拓哉、小野寺 良文、小松 岳志、梅津 英明、塙 晋、竹内 哲、佐藤 貴哉、山口 健次郎、西尾 賢司（共著）

- 論文 「標準必須特許と国際仲裁 ～模擬仲裁での経験と東京国際知的財産仲裁センター開設への展望～」
掲載誌 株式会社商事法務
著者 岡田 淳

（当事務所に関するお問い合わせ）
森・濱田松本法律事務所 広報担当
mhm_info@mhmjapan.com
03-6212-8330
www.mhmjapan.com